

佐賀県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月一日から平成二十三年三月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字梅野字釜石 ケ原三五二番三地从り 佐賀市大和町大字久池井字五 本杉二九三二番一地从り	後	三四・二 八・三
	佐賀市大和町大字梅野字釜石 ケ原三五二番三地从り 佐賀市大和町大字久池井字五 本杉二九三二番一地从り	前	二九・六 七・九
			延長 メートル
			二、〇五三・〇
			二、〇五二・五